

取手市農業委員会会報

令和7年1月発行

編集 取手市農業委員会（会報委員会）
取手市藤代700番地 TEL74-2141（代）FAX82-6450



取手市農業委員会
会長 倉持 光男

令和七年的新春にあたり、
一言お祝いの言葉を申し上げ
ます。

顧みますと、昨年は正月から、
暗いニュースの連続でした。能
登の地震、その被災地に支援
物資を運ぶ飛行機の衝突炎上
事故、線状降水帯による被害
も後を絶ちませんでした。そ
のような中でも、取手市におい
ては被害もなく、明るい話題が
多かつたように思います。当市
の農業においては「さつま芋」
の六次産業化が行われ、ふる
さと納税の返礼品として利用
されています。又、今年は新た
に「取手産のメロン」として、
千二百坪のビニールハウスで、
アルスメロンを栽培する新
規事業が始まることです。農
業委員会としても、見守って
いきたいと思います。米の流通
は、昨年の六月頃から品薄状
態となり、食品スーパーの陳
列棚から、米が無くなるとい
う状態が続きました。価格も
高止まりとなり、その状態は
新米が出来る秋になつても止

まらず、農家にとつては久しぶりに、喜ばしい声をたくさん聞
くことが出来ました。
今年は、農業委員・農地利用
会が活性化されることを切に
願っております。令和七年が、
皆様にとりまして素晴らしい一
年になる事を期待し、新年のご
挨拶といたします。

記事案内

- ・農業委員及び農地利用最適化
推進委員募集
- ・農地の利用状況調査
農地パトロール
- ・農業委員会より市へ要望書を
提出
- ・お知らせ
- 3・4・5頁
- 2頁
- ・農地の適正管理のお願い
- ・農業用水路の管理について
- ・取手市農業公社
- ・安全な機械操作・全国農業新聞
- ・農作業臨時雇標準賃金
- ・取手市賃借料情報
- ・農業者年金
- ・利用権設定による農地の貸借方
法が変わります
- ・茨城県特別栽培農産物認証制度
- ・農林業センサス・水田営農実施計
画書・編集後記
- 6頁

令和7年4月からの新しい委員を募集 農業委員及び農地利用最適化推進委員

市及び市農業委員会では、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の任期が令和7年3月31日で任期満了を迎えるため、新しい委員を推薦または、応募により募集をしています。

《任期》

- ・農業委員 [令和7年4月1日から令和10年3月31日まで]
- ・農地利用最適化推進委員 [農業委員会委嘱の日から令和10年3月31日まで]

《推薦・応募資格》

農業に関する識見を有する方

農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、職務を適切に行うことができる方

《定員》

農業委員14人、農地利用最適化推進委員12人

※定数を超えた場合、農業状況、地域等を考慮し選考いたします。

《推薦・応募》

農業委員会事務局、又は、市ホームページで取得できる推薦書や応募届出書に必要事項を記入の上、農業委員会に直接持参（平日の午前8時30分～午後5時15分）

※推薦した方、推薦を受けた方、応募した方については、中間経過、結果を市ホームページで公表します。農業委員と農地利用最適化推進委員の両方へ推薦や応募はできますが、兼務はできません。

《推薦・応募期間》

令和6年12月6日（金）～令和7年1月8日（水）まで

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎ 74-2141（代表） 内線2101・2102

農地の利用状況調査・農地パトロールについて

農業委員会では、毎年、農地法第30条に基づき、農地の利用状況について調査を実施しております。新たに遊休農地となった場合は、利用意向などの調査等が行われます。

- 利用意向確認調査実施 12月から1月

農地パトロール

調査を実施する際に農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 毎年の現地調査実施期間 8月から11月頃まで（期間にかかわらず、常時見回りをしています。）



農作物の被害防除費用の一部助成について 市へ要望書を提出

令和6年7月16日、取手市役所にて倉持 光男
農業委員会会长、天津 一夫農業委員会会长代理
から中村 修取手市長へ、カメムシなどの水稻被害
に対する害虫防除費用の一部助成の要望をしました。



お知らせ

農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しております。しかし、近年耕作者の高齢化等に伴い、耕作依頼や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病害虫の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大迷惑を及ぼすこととなります。
(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっています。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。

年に1回、秋から冬にたまつた枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。



取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、冬場の農地の草刈りを請け負います。
どうぞご利用ください。

実施期間：1月から2月末頃まで

料 金：農地の現状によりお見積りいたします。

なお、車輌の侵入が困難、木が生えている、不法投棄
がある等の場合はお引き受けできません。

【お問い合わせ先】

取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎ 74-2141（内線2170・2110）



安全な機械操作を



毎年、トラクター・コンバイン・田植機などで、農作業中の事故が起こっています。

農地の管理や、田植えなどに向けての機械作業が増えていますので、十分気を付けましょう。

全国農業新聞

購読料 月700円

農業者の目線にあった分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。
◆発行日 毎週金曜日 ◆発行 全国農業会議所
◆申込先 農業委員会事務局

令和6年度取手市農作業臨時雇標準賃金

1. 人力労賃(8時間労働)

作業別	賃金	備考
田植(補助)	9,500円	(賄いなし)
稻刈(補助)	8,500円	(賄いなし)

2. 作業別請負料金(10a当り)

作業別		賃金
田耕起	トラクター	4,000円
畔塗り		100m 3,500円
水田代かき	トラクター	7,400円
田植 機	請負者苗持ち	20,000円～22,000円
	委託者苗持ち	8,000円
稻刈	コンバイン	18,000円～26,000円 倒伏・圃場等の条件による
乾燥調整(糀すり含む)		60kg当たり 1,800円
稻刈りから乾燥・調整(糀すり含む)まで		35,000円～
育苗(硬化苗)	1箱当たり	810円
畑耕起	トラクター	5,000円
草刈り	トラクター等	10,000円

※燃料代は、請負者負担・料金は税抜きです(育苗(硬化苗)のみ税込み)

※この農作業等賃金はあくまでも標準額ですので、圃場条件、作業条件など適宜、当事者間で相談のうえ、決定してください。農家各位の目安として活用され、農作業に支障のないようご利用願います。

賃借料情報

令和3年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

田(水稻)の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	12,800	28,000	6,425	512

参考:物納 1俵～1.5俵／10a当り

畑(普通畑)の部

(10a当り・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	10,700	29,000	10,000	26

利用権設定による農地の貸借方法が変わります

農地の貸借は、令和7年度から農地中間管理機構を通した貸し借りになり、受付窓口は農政課になります。

お手続き方法

①農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書（様式第6号→茨城県農地中間管理機構ホームページよりダウンロード、または農政課で配布。）を農政課へ提出。



②貸付希望申出書を受付後、内容を確認・調整し、農政課で契約書（農用地利用集積等促進計画書）を作成します。契約書のお渡しは、後日になります。土地所有者様・耕作者様ご押印の上、ご提出ください。

従来の利用権設定は令和7年3月末で廃止されます。それに伴い、従来の利用権設定の最終受付は、令和7年2月25日（火）まで（農業委員会3月総会受付分）とし、2月26日（水）からは、農地中間管理機構を通した貸し借りになります。

※ 利用権廃止後に終期を迎える契約につきましては、設定した期間満了日まで有効となります。

【お問い合わせ先】 ☎ 74-2141（代）

農地中間管理機構について 取手市役所 農政課 内線2111

従来の利用権設定について 取手市役所 農業委員会事務局 内線2101

茨城県特別栽培農産物認証制度のお知らせ

茨城県特別栽培農産物認証制度とは、化学肥料や化学合成農薬を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物を『特別栽培農産物』として茨城県が認証する制度です。

この制度によって、茨城県産農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な農産物や環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。取手市では、この特別栽培農産物の認証を受けた水稻について、米生産調整達成者に対して10アールあたり10,000円の補助金を交付しています。



【お問い合わせ先】 取手市役所 農政課

☎ 74-2141（代）内線2111

農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件…60歳未満

※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。

2. 国民年金の要件…第1号被保険者

（但し、保険料免除者でないこと）

3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者

以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。





2025年農林業センサスが実施されます

統計調査員が、令和7年1月下旬からお伺いしますので御協力をお願いいたします。

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の実態を明らかにすることを目的に5年ごとに実施している大切な調査です。

《調査対象》 農林業を営んでいる個人や法人全て。

《調査方法》 統計調査員がお伺いし、聞き取り調査をします。一定規模以上の方には更に、調査票のご記入をお願いします。オンラインによる回答も可能です。

《調査内容》

- ・世帯員の構成と就業状況
- ・農地、山林の所有と利用状況
- ・農林産物の生産販売の状況
- ・農業・林業の労働力
- ・農作業受託の状況 等



【お問い合わせ先】取手市役所 政策推進課 統計係

☎ 74-2141 (代) 内線1213

水田営農実施計画書は必ず提出してください

2月中旬に、取手市農業再生協議会より、令和7年度の水田営農実施計画書が、農業者の皆様に送付されます。

この計画書は、各農業者の水田活用方法を確認すると共に、米生産数量目標を把握するうえで非常に重要となりますので、休耕や他の農業者に委託している場合もその旨を記載して、必ず提出していただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】取手市役所 農政課

☎ 74-2141 (代) 内線2111

水稻の作柄は、高温障害に伴い品質は低下したものの、収量はほぼ平年並みとのことでした。令和の米騒動が発生し、小売店の棚から米が増え、品薄状態が続き価格が上がり、令和六年産米の買入れ価格も良く、農家としては、収益が昨年を上回る結果となりました。

本年は、農業経営基盤強化促進法の改正がされ「人・農地プラン」から「地域計画」となり、これから農地利用の姿を明確にする目標地図により、遊休農地の解消、農地集積などを具体的に進める年となります。皆様のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

本年が、穏やかな年になりますよう祈念いたします。

編
集
後
記